

訪問看護サービス重要事項説明書
(みなし指定訪問看護・介護予防訪問看護)

I. 重要事項説明書

あなたが利用しようと考えている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問をして下さい。

1. 指定訪問看護を提供する事業者について

法人の名称	医療法人佐田厚生会 佐田病院
事業所の所在地	福岡市中央区渡辺通2丁目4番28号
法人種別	医療法人
代表者の氏名	佐田 正之
電話番号	092 (781) 6381

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する施設について

施設の名称	佐田病院 訪問看護
施設の所在地	福岡市中央区渡辺通2丁目4番28号
都道府県知事 許可番号	4011010735
連絡先 担当者名	電話：092 (781) 6381/FAX：092 (781) 6389 都成 裕子
通常の事業の 実施地域	福岡市（事業所より16km圏内）

3. 施設の目的と運営方針

施設の目的	居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。
運営の方針	① 訪問看護の実施にあたっては、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 ② 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 ③ 訪問看護の提供にあたっては、医師の指示、訪問看護計画に基づき、療養上の目標を設定して計画的に行うものとする。 ④ 訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関との密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで 注) 年末年始（12/30～1/3）、土日祝祭日はお休みとさせていただきます。	午前9時から午後17時まで

5. 職員体制

職種	従事するサービス内容	人員
訪問看護師	かかりつけの医師により訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	2名（常勤）

6. サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護 など

7. サービス利用料及び利用者負担（詳細は別紙参照）

8. 感染症蔓延及び災害発生時の対応

- ① 感染症蔓延及び災害発生時はその規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。（当院規定の指針・マニュアルに準ずる）
- ② 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。
感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて必要な訪問を行います。

9. 秘密保持

訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画書を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

10. 虐待の防止

訪問看護サービスの実施にあたり、利用者の人権の擁護・虐待の発生または再発防止に努め、必要な措置を講じます。またサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

11. 相談窓口、苦情対応

苦情処理の体制及び手順

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

窓 口 設 置 場 所	福岡市中央区渡辺通 2 丁目 4 番地 28 号
電 話 番 号	092 (781) 6381 (代)
窓 口 開 設 時 間	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
対 応 者	窓口担当：都成 裕子
そ の 他	相談・苦情についてはサービス提供責任者、及び担当訪問看護師等が対応します。不在の場合でも対応した者が必ず引き継ぎ対応します。

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います
- ② 訪問看護管理者はスタッフに事実関係の確認を行います。
- ③ 院内の部署責任者・患者サポート担当者とともに把握した情報をもとに検討を行い、時下の対応を決定します。
- ④ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います。
- ⑤ 相談内容や対応方法を記録し、改善に向けた取り組みを行います。

- サービス提供事業者にご相談しづらいときは、下記のような相談先もあります。

福岡県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	所 在 地：福岡市博多区吉塚本町 10-47 電話番号：092（642）7859 対応時間：月曜日～金曜日の 9：00～17：00
博多区役所 福祉介護保険課	所 在 地：福岡市博多区博多駅前 2-19-24 電話番号：092（419）1081
福岡市福祉保健局 事業者指導課	所在地：福岡市中央区天神 1-8-1 電話番号：092（711）4319

Ⅱ．訪問看護サービス説明書

1. サービスの内容

- 1) 「訪問看護」は、医師の指示に基づき利用者の居宅において看護師が療養上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- 2) 事業者は、計画された日程により訪問看護サービスを提供します。
- 3) サービスは、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

2. サービス提供の記録等

- 1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に記載します。
- 2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- 3) 事業所は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を作成完成后 5 年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

3. サービス提供責任者等

サービス提供の責任者は、次の通りです。
サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。
氏名：都成 裕子 連絡先：092-781-6381

4. 利用者負担金

- 1) 利用者からいただく利用者負担金は別紙のとおりです。
- 2) この金額は、関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は関係法令に従って改訂後の金額が適用されます。
- 3) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行します。
お支払いの方法は、病院に直接支払いに来ていただくかお振り込みになります。

【振込先】

フリガナ 名 義 人	イ) サタコウセイカイサタビョウイン 医療法人 佐田厚生会 佐田病院	福岡銀行	渡辺通支店 普通口座 1 4 9 4 2 2 0
---------------	---------------------------------------	------	-----------------------------

5. キャンセル

- 1) 利用者がサービスの利用を中止する際にはすみやかに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先：佐田病院 訪問看護
電話番号：092-781-6381

2)利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡下さい。キャンセル料はいただきませんが、悪質な無断キャンセルが続いた場合、契約を解除する場合があります。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の変化等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

7. 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者又は家族を同乗させて自動車を運転する行為
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ⑦ 利用者又は家族との個人的な連絡、会社が指定する方法以外での連絡先交換及び SNS 等におけるやり取り

8. ハラスメント行為について

利用者又は家族から以下のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合は契約を解除する場合がありますのでご了承下さい。

- ① 身体的暴力又は乱暴な言動、無理な要求（物を投げる、刃物を向ける、蹴られるなど）
- ② セクシュアルハラスメント（身体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動など）
- ③ 精神的な暴力行為（怒鳴る、特定の職員に嫌がらせをするなど）
- ④ その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為など）

Ⅲ. 個人情報の保護について

訪問看護を実施する上で知り得たご利用者の個人情報は、当施設が定める個人情報保護に関する規定に従い、目的の範囲内で利用させていただきます。

1) 利用目的

- ①訪問看護サービスに関わる諸記録の作成
- ②連携医療機関、居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答
- ③ご利用者への看護サービスの質の向上のための研修やケア会議等

2) 個人情報の取り扱いについて

- ①上記以外の利用目的で使用する場合は、改めてご利用者の同意をいただくようにします。
- ②個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。
- ③ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出下さい。

その他、ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

【説明確認欄】Ⅰ～Ⅲの事項について文書を交付し、説明しました。

事業者 所在地 〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2丁目4番28号
名称 医療法事佐田厚生会 佐田病院
代表者 理事長 佐田 正之
訪問看護担当者 都成 裕子

令和 年 月 日

説明者_____

【利用者確認欄】Ⅰ～Ⅲの事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者_____

2023.11.17 改訂
2025.5.15 改訂

料金表

医療法人佐田厚生会佐田病院 訪問看護（みなし）事業所

介護保険		単位	費用額 (10割)	利用者負担額（円）		
				1割	2割	3割
要 介 護	訪問看護Ⅱ 2（30分未満）	399単位	4,269円	427円	854円	1,281円
	訪問看護Ⅱ 3（30分以上1時間未満）	574単位	6,142円	614円	1,228円	1,843円
	訪問看護Ⅱ 4（1時間以上1時間30分未満）	844単位	9,031円	903円	1,806円	2,709円
要 支 援	訪問看護Ⅱ 2（30分未満）	382単位	4,087円	409円	817円	1,226円
	訪問看護Ⅱ 3（30分以上1時間未満）	553単位	5,917円	592円	1,183円	1,775円
	訪問看護Ⅱ 4（1時間以上1時間30分未満）	814単位	8,710円	871円	1,742円	2,613円
加 算	複数名訪問加算Ⅰ（30分未満）	254単位	2,718円	272円	544円	815円
	複数名訪問加算Ⅰ（30分以上）	402単位	4,301円	430円	860円	1,290円
	初回加算Ⅱ（退院日以降の訪問看護）	300単位	3,210円	321円	642円	963円
	初回加算Ⅰ（退院日の訪問看護）	350単位	3,745円	375円	749円	1,124円

医療保険	点数	費用額 (10割)	利用者負担額（円）		
			1割	2割	3割
在宅患者訪問看護・指導料（週3日まで）	580点	5,800円	580円	1,160円	1,740円
在宅患者訪問看護・指導料（週4日以上）	680点	6,800円	680円	1,360円	2,040円
複数名訪問看護加算（週1回）	450点	4,500円	450円	900円	1,350円